会社名 株式会社チューリップテレビ 代表者 代表取締役社長 池森武宣 住所 〒930-8539 富山県富山市奥田本町8-24

項目	意見
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律	■区域外再送信の裁定制度は撤廃するべきである ・新たな法体系でも裁定制度を維持するとしていることに反対する。 現状 の裁定ガイドラインは、ケーブルテレビ事業者を必要以上に保護する内容と なっている。特に、経営的なダメージを受ける地元局を当事者と認めていな い点に重大な瑕疵がある。
	・ケーブルテレビの再送信は、新たな法体系が謳っているように、本来は"難視聴解消に有効な手段"であり、その観点から"受信者利益が保護"されるべきである。我がエリアでは、全県に欠落波のデジタル区域外再送信が行なわれているが、これをセールストークにしたケーブルテレビの加入促進行為が横行している。収益や視聴率を冷静に分析して見ると、区域外再送信は、ケーブルテレビと欠落波を送信する発局の利益になっていると言わざるを得ない。この上、同系列波のデジタル区域外再送信を認めることは、公正な競争の原理と秩序を崩し、不条理に地元局の経営基盤を揺るがすこととなる。
	・ローカル民放局の経営は、国が法律として定めた地域免許制度に立脚している。同系列波の区域外再送信は、現行法を形骸化し、地域住民の生活や安全に資する報道や情報を提供してきたローカル放送局の経営を危機的状況に追い込むものである。答申案は、ケーブルテレビの「受信者の利益」を再三強調しているが、地域の民間放送局が機能不全に陥ることによる「地域住民の不利益」についても十分検討するべきである。
	・区域外再送信をめぐる問題は、地域ごとに背景や事情も異なる。現状の裁定制度を前提とした協議は、同じ地域の放送事業者とケーブルテレビ、さらには、隣県同士の放送事業者の間に大きなしこりを残す。地元局を含む当事者が、再送信の可否のみではなく、連携・協力できる多様な解決方法を話し合いによって模索し解決するべきである。
	■欠落波の再送信と同系列波の再送信は別次元の問題であり、整理されるべきだ。そもそも同系列波の再送信を"受信者の利益"と結びつけるのは強引である。
	■答申案では、解決課題とされている区域外再送信に伴う著作権や著作 隣接権に触れていない。具体的に整理、規定し、法の不整合を解消するべ きである。